

○神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の休日勤務手当に関する規則

(平成23年4月1日)
(規則 第11号)

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の給与に関する条例（平成23年神奈川県町村情報システム共同事業組合条例第17号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の休日勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給割合)

第2条 条例第18条第2項の規則で定める割合は、100分の135とする。

(実施細目)

第3条 この規則に定めるもののほか、職員の休日勤務手当に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。